

～すべての児童に小学校をフィールドにした放課後の居場所を～

令和7年4月から

「こども部学童保育課」が教育委員会生涯学習部へ組織移管  
課名は「アフタースクール課」となります。

【主な目的】

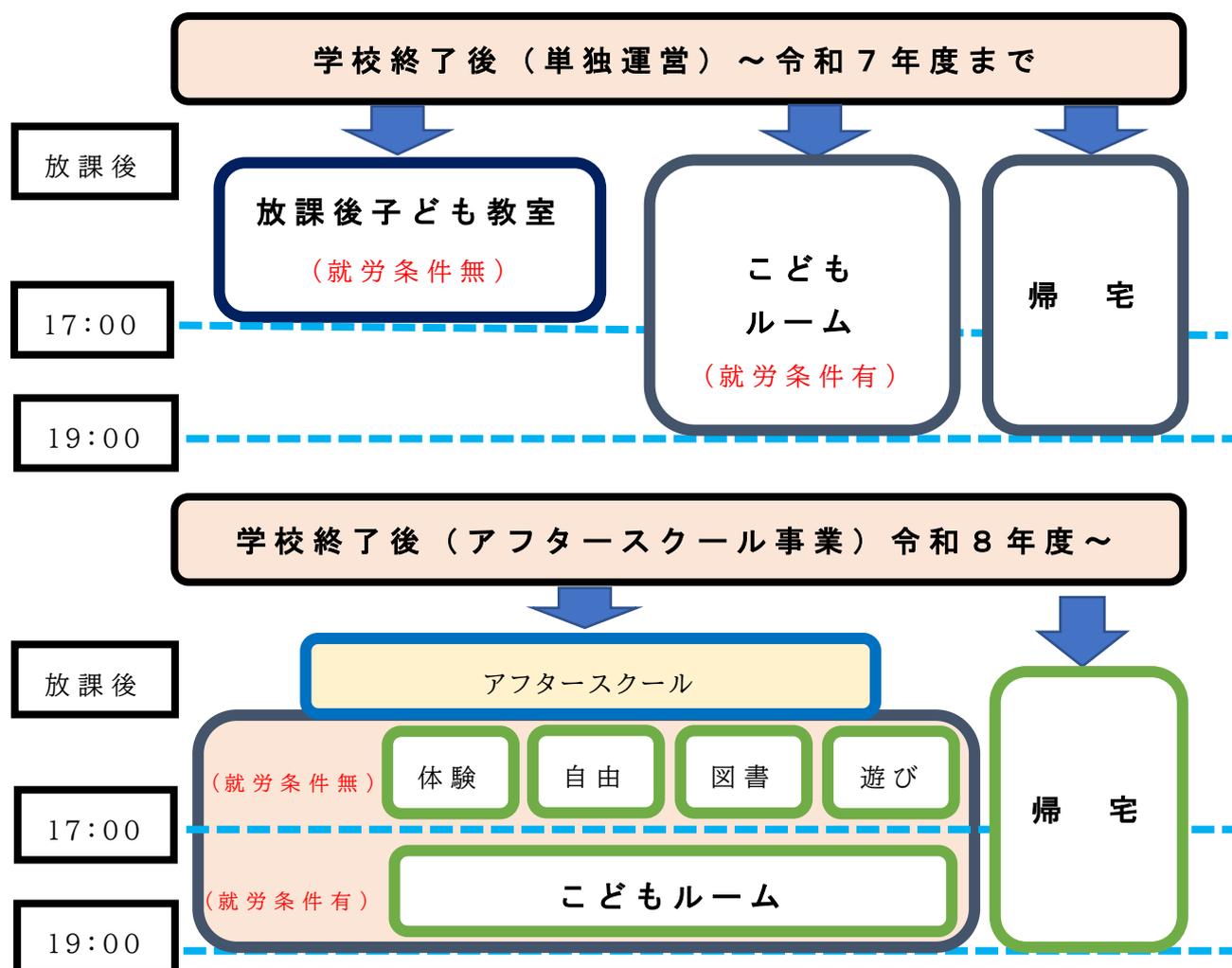
- ◆ 「こどもルーム」と「放課後子ども教室」の連携強化
- ◆ 「こどもルーム」に通う子と通わない子が一緒に遊び、スポーツや地域文化など、様々な体験活動を行える居場所づくり
- ◆ 両事業を一体的に運営する「アフタースクール」の実施を目指す

アフタースクールとは

「すべての児童に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図るもの」

- ①希望するすべての児童が利用できます。
- ②保護者の就労等の条件はありません。(17時以降は就労条件あり)
- ③小学校施設(ルーム専用室含む)がフィールドとなります。

事業運営のイメージ図



## 活動内容（イメージ図）

### ● 児童交流の場



### ● スポーツ体験の場



### ● 教育・学習の場



就労条件に関係なく、同じ空間ですべての児童に体験や学びを提供

### 【先進事例都市】

千葉市，板橋区，さいたま市，横浜市，川崎市，品川区など

## 継続的な居場所の確保に向けての取組

### 1. 人材確保

- 安定した人材確保を目指すため、民間業者の活用（委託化）も検討
- 地域ボランティアの積極的な採用

### 2. 保育の場所確保

- 「安全安心な居場所」で豊かな学びや体験活動を提供
- 「場所の確保」＝「学校施設の活用」の有効活用

## まとめ

- 「こどもルーム」と「放課後子ども教室」一体型運営事業（アフタースクール）  
⇒ 効率的に一体型運営し、「すべてのこどもに居場所を提供」
- こどもルームの待機児童解消  
⇒ すべての児童に居場所を確保「待機児童「ゼロ」を実現」
- 組織移管による「アフタースクール事業」の推進  
⇒ R7年度教育委員会内へ組織移管し、「両事業を集約」